

空き家・空き室を コミュニティ活動に利用しませんか

市は、空き家や空き室を地域の有効資源として、福祉・まちづくり等のコミュニティ活動に利用するため、空き家や空き室の所有者と利用希望者の取り次ぎを行います。

実施内容
☆市への情報登録
☆登録情報の一般公開
☆空き家等所有者とその利用希望者とを取り次ぎ
☆市内不動産関係団体へ媒介のあっせん

空き家や空き室の所有者とその利用希望者から提供された情報を市のホームページ等で公開し、賃借・譲渡条件等の交渉を取り次ぎます。また、条件等が合意した場合、必要に応じて市内不動産関係団体へのあっせんを行います。

登録情報の閲覧
市のホームページ（くらしの情報→すまい→すまいの情報・相談）をご覧ください。また、すまいづくり推進課（市役所南館3階）で登録台帳の閲覧を希望する人は、身分証明書（運転免許証やマイナンバーカードなど）の提示が必要となります。身分証明書は、同課で写しをとります。

登録希望者はすまいづくり推進課へご相談を

地域活動を目的とした空き家等の改修支援

空き家や住まいの空きスペースをコミュニティ活動のために活用する場合に、改修工事等の費用を一部補助します。予算が無くなり次第終了。

	①空き家活用タイプ	②空きスペース活用タイプ
補助内容	現に居住者がいない空き家を活用するために必要な工事費の一部を補助	住まいの空き部屋・スペース等を活用するために必要な工事費の一部を補助
対象住宅	市内の戸建て（長屋を含む）の空き家で、一定の耐震性が確保されているもの	市内の戸建て（長屋を含む）
対象者	①②とも建築基準法に違反していない住宅	
対象工事	対象住宅を所有、賃借、または購入し当該住宅を利用しようとする人	
交付金額	補助対象工事費の3分の2 上限100万円	補助対象工事費の2分の1 上限20万円
申請方法	「躯体構造補強のための改修」工事を含む場合は①②ともに10万円を限度に上乗せ 工事の契約前に、所定の書類をすまいづくり推進課へ。所定の書類は同課で配布するほか、市のホームページからもダウンロード可	

問 すまいづくり推進課 (0798・35・3772)

住宅の耐震化をサポート

市は、昭和56年5月以前に建築された住宅の耐震改修計画策定費および耐震改修工事費に対して補助を行っています。

※補助金交付決定前に契約を結ぶと補助の対象となりません。また、特定の設計事務所や工務店を派遣・紹介することはありませんのでご注意ください

【対象者】耐震診断の結果、安全性が低いと判断された市内の

住宅を所有している市民
【補助額】耐震改修計画策定費…上限20万円▷耐震改修工事費…上限130万円▷簡易耐震改修工事費補助…定額50万円▷シェルター型工事費補助…定額50万円▷屋根軽量化工事費補助…定額50万円▷建替工事費補助…定額100万円▷防災ベッド等設置助成…定額10万円

問 建築指導課(0798・35・3705)

所有者のいない猫対策に 取り組みませんか

所有者のいない猫の糞（ふん）尿による悪臭などの苦情や相談が寄せられていますが、地域に生息する所有者のいない猫に不妊手術を受けさせ、その後、適切に管理していくことで、被害を減らしていくことも可能になります。

活動しませんか
助成金を活用した

市では、所有者のいない猫の不妊手術を行う際に、その費用の一部を助成しています。助成金を受けるには、所有者のいない猫対策活動員として、地域の合意の下で活動することなどの条件があります。

【対象】20歳以上。在勤者可 ※面談の上、活動員として認定

【助成額】雌猫1匹5000円、雄猫1匹3000円
※手術費用が助成金額以下の場合、実際にかかった額を助成。助成総額は予算の範囲内となります

問 動物管理センター (0798・81・1220)

アスベストを含有する建築物 調査・除去工事費を助成

問 建築指導課 (0798・35・3701)

市は、アスベストの飛散による健康被害を予防するため、吹き付けアスベストに関する調査費用、除去工事費用に対し補助を行っています。申込方法など問合せは5月2日から建築指導課へ。

【対象建築物】調査…アスベストを含有している恐れのある吹き付け建材が露出

して施工されている建築物▷除去工事…アスベストを含有している吹き付け建材が露出して施工されている建築物

【補助金額】調査…費用の全額(上限25万円)▷除去工事…工事費の3分の1(上限100万円) ※解体予定の建築物は補助対象外

アウトライン西宮を発行

市は、「アウトライン西宮～市の概要や見所を紹介」を発行しました(A4判、30ページ)。

市の多彩な魅力やオリジナル施策、西宮のあゆみなどを写真をふんだんに使い紹介しています。次の場所で無料配布(1人1冊。無くなり次第終了)しているほか、市のホームページ(市政情報→広報・広聴)からも閲覧可。

【配布場所】広報課(市役所本庁舎4階)、各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーション

※郵送希望の場合は、「アウトライン西宮希望」、住所、氏名、電話番号を書いたものと切手205円分(1冊)を広報課(〒662-8567六湛寺町10-3)へ

問 広報課 (0798・35・3400)



市内施工業者による リフォーム費用を一部助成

市は、市内の中小事業者の振興を図るため、市内の施工業者を利用して、住宅の修繕・補修工事などを行う場合に費用の一部を助成します。定員60人。詳しくは市のホームページ(事業者向け情報→産業振興→公募・募集・申請)をご覧ください。

【対象者】次の全てを満たす人▷市内に住宅を所有している▷市内に住民登録し、現に居住している▷市税の滞納がない▷過去に同事業の助成を受けたことがない

【対象工事】次の全てを満たす工事▷住宅の機能維持・向上のための改修▷費用が20万円以上▷助成手続き完了後に着工し、来年3月31日までに完了して、費用の支払いもできている ※庭、植栽等の工事や家電製品の取り付けなどは対象外

【助成金額】助成対象工事費の10%(上限10万円)

【申込】往復ハガキに住所、氏名、電話番号、工事日程(6月15日以降)、工事内容、住宅の所有者を書き、5月23日(消印有効)までに商工課(〒662-8567六湛寺町10-3)へ。多数の場合抽選 ※当選者に申請書類を送付。市の助成決定の通知前に工事を着工した場合は助成対象外となります

問 商工課(0798・35・3169)

雨に強いまちへ！ 止水板など設置費用を助成

問 ①…下水計画課 (0798・32・2265)
②…下水管理課 (0798・32・2262)

市は、止水板(防水板)、雨水タンクと浸透柵(ます)の設置に対する助成制度を実施します。

【申込】来年1月31日(①は5月1日から)までに①下水計画課、②下水管理課へ。予算が無くなり次第終了 ※必ず購入・設置する前に申請してください。詳しくは市のホームページ(くらしの情報→水道・下水道)をご覧ください

①止水板(防水板)

豪雨等が原因で浸水が発生した際に、建物内部へ雨水の侵入を防ぐための施設です。下水道の整備基準を上回る豪雨の際に発生する床上・床下浸水等の浸水被害を軽減できます。



②雨水タンク・浸透柵

雨水タンクは屋根に降った雨をためる施設で、浸透柵は流れ込んできた雨水を地中に浸透させる施設です。

側溝や下水道管に流れ込む雨水を減らして浸水被害を軽減し、雨水を土に返して健全な水循環を構築します。

